





2018年2月7日
全国港湾 17 発第 60 号
港運同盟発 18-第 3 号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 系谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新屋 義信



2018 年度産別労働条件及び産別協定の改定に関する要求書

物流の変化は、私たち港運労使が共同して港運事業の健全な発展への道を切り開くことを強く求めています。2016 年 11 月 10 日付協定は、日港協をして産別協議体制を堅持し強化することを確認し、「産別協議体制や産別協定へのいかなる介入に対しても、労使協同でこれを断固として排除すべく努力する」と明記しています。いまこそ、この協定に真摯に向き合い、産別交渉体制を堅持していくことを、18 春闘交渉を進める基本姿勢とされることを前提に、本要求書を提出するものです。

私たちは、働きやすい職場、安全で安心はもとより、誇りをもって働き続けられる労働環境が確立されることを切望するものです。そのことが、港湾運送事業の確たる未来への基盤を構築するものと確信するからです。

以上の立場から、18 年度産別労働条件及び産別協定の改定に関して、下記の通り要求します。

記

1. 雇用基盤と港湾労働の安定について

(1) 日港協として、認可料金制度(国土交通省の認可する料金制度)の復活・確立をめざす取り組みを具体化すること。また、必要な場合は、労使共同の取り組みとして、広く行政や国会に働きかける取り組みを進めること。

(2) 港湾労働法の全港・全職種適用に向けて

- ① 17 春闘協定 1 項-(6)の「『全国適用』について、日港協としてその必要性を理解する」の立場に立って、「全港・全職種適用」の方向性を確認すること。
- ② 「全職種適用」に向けた労使協議を進めること。
- ③ 上記①・②の立場から、法改正を展望した行政府・立法府への働きかけを取り組む労使の体制を整えること。

(3) 「港湾倉庫」・「特定港湾倉庫」について

一般派遣労働などの違法就労の撲滅、常用労働者の職域拡大、港運事業者の業域拡大、延いては港湾運送秩序の確立に資するために、以下の措置を講ずること。

- ① 港湾貨物を取り扱うすべての倉庫・施設を、6大港においては「港湾倉庫」、港湾労働法適用外港においては「特定港湾倉庫」として指定するよう、行政機関に働きかけること。
- ② その際、マルチテナント方式大規模施設についても、テナント単位で「港湾倉庫」、「特定港湾倉庫」として指定できるよう、行政への働き掛けなどの具体的な措置を講ずること。
- ③ 上記①、②項をより積極的具体的に進めるために、これらの課題を2019年に予定されている改定「港湾雇用安定等計画」に盛り込み、港湾労働法など関係法規の改正も含めた労使の取り組みを開始すること。
- ④ 「港湾倉庫」・「特定港湾倉庫」の指定と職域拡大を目指し、事前協議のヒヤリング段階で「申請」するよう申し入れる等、これらの倉庫・港湾施設における職域の拡大を進めること。

(4) 産別協定第14条の所謂「日雇い不使用協定」を、より実効あらしめ、常用労働者による秩序ある港湾労働を確立するために、港運労使で「常用労働者派遣センター制度(仮称)」を創設し、運用すること。

(5) 改訂 SOLAS 条約にもとづく「重量証明」を、港湾運送を熟知した第三者証明機関である4検(日本貨物検数協会、全日検、日本海事検定協会、(株)シンケン)が行うよう荷主に働きかけ、その実効性を高めること。

2. 船社のアライアンス再編等による雇用と就労への影響に対する措置について

(1) 産別協定第9条による事前協議制度、及び、「船社の航路再編・統合等、アライアンスに関する中央事前協議会議事録確認(17年3月1日付)」をふまえ、港湾労働への影響を精査し、雇用と職域に影響のある場合は、船社の計画変更等も求める「事前協議制度運用」を行うこと。

(2) 邦船3社のアライアンス、及びオーシャン・ネットワーク・エクスプレス(ONE)について、特別の「委員会」を設置し、雇用と就労に影響を及ぼさない対策を講じること。

3. 賃金・労働条件の向上・産別協定の改定について

(1) 現行の産別労使協定の適用対象を、特別な場合を除き「全港・全職種」とする改定を行い、それに沿って、既刊の「協定書・確認書」を2012年以降の諸協定を組み入れて編纂・刊行すること。

(2) 産別制度賃金の改定について

- ① 17 春闘で個別労使が合意した産別最低賃金(168,920 円《日額：7,345 円》)を日港協として承認すること。これをふまえ、18 年度の産別最低賃金を 174,000 円(日額：7,570 円)とすること。
- ② 18 年度あるべき賃金について、別表の通り改定すること(現行協定の 6%アップ)。
- ③ 基準賃金を全港・全職種適用とし、40 歳 368,900 円に改定すること。
- ④ 標準者賃金を 264,600 円に改定し、当該労働者(検数・検定小委員会での定義を適用)の賃金を到達させること。なお、標準者賃金は基準内賃金として適用すること。

(3) 傘下各組合の賃上げ・労働条件向上の要求に誠意を以ってこたえること。

4. 45f コンテナの公道走行が、輸入などでやむを得ない場合、ターミナル事業者・港湾管理者・労働組合の 3 者が、先導車(誘導車)を付けることやユーザーまでの経路を記した道路使用許可書を確認してはじめて搬出できることのルールを確立すること。

5. 春闘協定等の産別労使合意にもとづく継続課題の解決促進について。

- (1) 17 春闘協定 1-(7)項にもとづく、インランドデポなどのドライポートの拡大のもたらす港運事業へのマイナスの影響を勘察し、これ以上の拡大に反対する対策を取り組むこと。
- (2) 16 春闘協定 5 項にもとづき、改訂 SOLAS 条約に対応する港湾施設(看賞場の設置)整備、並びに、渋滞解消のためのインフラ整備に向けた労使の政策提言に取り組むこと。
- (3) 14 春闘での関連專業の労働環境整備に向けた労使合意以来、積み上げてきた労使協議と対策をふまえ、整備部会と関係労働組合との意見交換会を行い、「支援策」を具体化し実施すること。
- (4) 四国地区での労使協議体制強化のために、四国地区の実情を把握したうえで、四国港運協会を指導し、当該地区において地区団交権の確立を図ること。同時に、三島川之江港の指定港化に向けた関係者への働きかけを強めること。
- (5) 65 歳定年制の実現について
 - ① 2018 年 3 月末までに 62 歳定年制を実施すること。
 - ② 定年延長の課題は、高年齢者雇用安定法を労使が理解することを前提に取り組んできたことをふまえ、2018 年度は 63 歳定年、2021 年度は 64 歳定年として年金支給の空白を作らない措置を具体化すること。そのうえで、遅くとも 2024 年度には 65 歳定年に達するよう具体化すること。

(6) 検査事業者に係る、「指定事業体」対策については、17 春闘協定にもとづき検数・検定小委員会の協議を促進し、18 春闘中に解決すること。

(7) 労働災害補償制度、熱中症対策、雷(異常気象)対策について、労使安全専門委員会において具体化し、18 春闘協定に盛り込むこと。

以 上

<添付> 別表：18 春闘「あるべき賃金」要求